

# 平成 30 年第 7 回石垣市議会定例会（12 月）

## 提出議案概要

条例	8 件
補正予算	6 件
その他	12 件
同意	1 件
<hr/>	
計	27 件

石垣市

## 目 次

(頁)

### 【条例案:8件】

#### ◎総務部

- 議案第 82 号 石垣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 . . . . . (1)  
議案第 83 号 石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条例 . . . . . (1)

#### ◎企画部

- 議案第 59 号 石垣市職員定数条例の一部を改正する条例 . . . . . (2)  
議案第 60 号 石垣市行政組織条例の一部を改正する条例 . . . . . (2)  
議案第 61 号 石垣市公設市場条例の一部を改正する条例 . . . . . (2)

#### ◎福祉部

- 議案第 62 号 石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設設置条例 . . . . . (3)

#### ◎建設部

- 議案第 63 号 石垣市下水道事業の設置等に関する条例 . . . . . (4)  
議案第 64 号 石垣市観光施設の設置及び管理に関する条例 . . . . . (4)

### 【補正予算:6件】

#### ◎総務部

- 議案第 65 号 平成 30 年度石垣市一般会計補正予算 (第 4 号) . . . . . (5)  
議案第 84 号 平成 30 年度石垣市一般会計補正予算 (第 5 号) . . . . . (5)

#### ◎市民保健部

- 議案第 66 号 平成 30 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) . . . (5)

#### ◎福祉部

- 議案第 67 号 平成 30 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) . . . . (6)

#### ◎建設部

- 議案第 68 号 平成 30 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算 (第 3 号) . . . . . (6)  
議案第 69 号 平成 30 年度石垣市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) . . . . . (7)

### 【その他:12件】

#### ◎企画部

- 議案第 70 号 石垣市まちなか交流館ゆんたく家指定管理者の指定について . . . . (7)

◎農林水産部

- 議案第 71 号 石垣市家畜等処理センター指定管理者の指定について . . . . . (7)
- 議案第 78 号 農山漁村活性化対策整備事業（村中第 2 地区）の計画変更について . . . (8)
- 議案第 79 号 農山漁村活性化対策整備事業（開南地区）の計画変更について . . . . . (8)
- 議案第 80 号 農山漁村活性化対策整備事業（三川地区）の計画変更について . . . . . (9)

◎建設部

- 議案第 72 号 底地海水浴場指定管理者の指定について . . . . . (9)
- 議案第 73 号 米原キャンプ場及び米原ヤシ群落駐車場指定管理者の指定について . . . (9)
- 議案第 74 号 伊野田キャンプ場指定管理者の指定について . . . . . (9)
- 議案第 75 号 石垣市観光施設指定管理者の指定について . . . . . (10)
- 議案第 76 号 川平公園指定管理者の指定について . . . . . (10)
- 議案第 81 号 石垣港港湾区域内公有水面埋立てについて . . . . . (10)

◎こども未来局

- 議案第 77 号 財産の無償貸付及び無償譲渡について . . . . . (10)

**【同意:1件】**

◎総務部

- 同意第 2 号 監査委員の選任について . . . . . (11)

## 【条例案 8件】

### ◎総務部

件名	概要
<p>議案第 82 号 石垣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(総務課)</p>	<p>平成 30 年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に鑑み、市職員の給与を改定するため、条例の一部を改正する。</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>勤勉手当、行政職給料表及び教育職給料表を改正する。</p> <p>○第 1 条の改正規定（平成 30 年 4 月 1 日から適用）により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤勉手当（第 22 条の 2）について           <ul style="list-style-type: none"> <li>一般職員：12 月期支給分を「100 分の 90」から「100 分の 95」に改める。</li> <li>再任用職員：12 月期支給分を「100 分の 42.5」から「100 分の 47.5」に改める。</li> </ul> </li> <li>・行政職給料表（別表第 1）及び教育行政職給料表（別表第 2）を全部改正（月例給の公民格差 0.16%を解消するため、若年層に重点を置いた引き上げ）</li> </ul> <p>○第 2 条の改正規定（平成 31 年 4 月 1 日施行）により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当（第 22 条）について           <ul style="list-style-type: none"> <li>一般職員：「6 月支給 100 分の 122.5、12 月支給 100 分の 137.5」を「100 分の 130」に改める。</li> <li>再任用職員：「6 月支給 100 分の 65、12 月支給 100 分の 80」を「100 分の 72.5」に改める。</li> </ul> </li> <li>・勤勉手当（第 22 条の 2）について           <ul style="list-style-type: none"> <li>一般職員：「6 月支給 100 分の 90、12 月支給 100 分の 95」を「100 分の 92.5」に改める。</li> <li>再任用職員：「6 月支給 100 分の 42.5、12 月支給 100 分の 47.5」を「100 分の 45」に改める。</li> </ul> </li> </ul>
<p>議案第 83 号 石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(総務課)</p>	<p>国の特別職の職員の給与改定に鑑み、他市の動向も踏まえ、特別職の職員の給与に所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正する。</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>期末手当の改正を行う。</p> <p>○第 1 条の改正規定（平成 30 年 4 月 1 日から適用）により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当（第 5 条）について、6 月支給「100 分の 157.5」を「100 分の 160」に、12 月支給「100 分の 172.5」を「100 分の 175」に改める。</li> </ul> <p>○第 2 条の改正規定（平成 31 年 4 月 1 日施行）により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当（第 5 条）について、「6 月支給 100 分の 160、12 月支給 100 分の 175」を「100 分の 167.5」に改める。</li> </ul>

◎企画部

件 名	概 要
<p>議案第 59 号 石垣市職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>(企画政策課)</p>	<p>救急業務体制の強化・改善を図るため、消防機関の職員の増員を行い、教育機関の職員については、条例定数と実職員数に乖離が生じているため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>職員定数について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長部局の職員「380 人」を「386 人」に 6 人増</li> <li>・教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員「108 人」を「100 人」に 8 人減</li> <li>・消防機関の職員「62 人」を「64 人」に 2 人増と改正する。</li> </ul> <p>なお、教育委員会事務局等の 8 人減については、現業職(用務員)の退職不補充によるものである。</p> <p>施行日：公布の日</p>
<p>議案第 60 号 石垣市行政組織条例の一部を改正する条例</p> <p>(企画政策課)</p>	<p>効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>秘書及び渉外に関する業務を企画部から総務部に移管する。</p> <p>秘書及び渉外に関する業務は、市長及び副市長のスケジュール管理や来客対応、庁内外の人との調整、書類作成等行政全般に関わる内容のため、庁内の庶務や議会、行政全般に関する業務を担う総務部の分掌事務とすることが適当である。</p> <p>施行日：平成 31 年 4 月 1 日</p>
<p>議案第 61 号 石垣市公設市場条例の一部を改正する条例</p> <p>(商工振興課)</p>	<p>石垣市公設市場における利用者の費用負担及び利用料金の基準額を見直すため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公設市場の供用施設における光熱水費を各利用者の均等割負担から利用店舗面積比で算出する割合による負担に改正する。</li> <li>・別表に規定する施設利用料金について、利用面積 1 平方メートル当たりの基準額を定めることにより、柔軟に対応可能な利用料金の設定に改正する。</li> </ul> <p>施行日：平成 31 年 4 月 1 日</p>

◎福祉部

件 名	概 要
<p>議案第 62 号 石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設設置条例</p> <p>(福祉総務課)</p>	<p>石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設の設置及び適正な管理運営を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 15 条で構成</p> <p>第 1 条において、災害時において高齢者や障がい者等の要援護者が、安心安全に避難生活を送ることができるよう、また、交流と地域のつながりで相互支援の輪を広げ、共助のまちづくりによる地域福祉の向上を図るため、当該施設を設置する旨規定</p> <p>第 2 条において、施設の名称及び位置を規定</p> <p>第 3 条で当該施設の機能として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における安心安全な生活空間としての機能</li> <li>(2) 共生を促す交流拠点としての機能</li> <li>(3) 気軽に集う居場所づくりの支援機能</li> <li>(4) 共助の場づくりの支援機能</li> <li>(5) その他地域福祉の推進に関し市長が必要と認める機能と規定</li> </ol> <p>他に、使用の許可及び制限、許可の取消し、使用料等を規定する。</p> <p>この条例の施行日は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める。</p>

◎建設部

件 名	概 要
<p>議案第 63 号 石垣市下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(下水道課)</p>	<p>下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するに当たり、下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるため条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 8 条で構成</p> <p>第 1 条において、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する旨規定</p> <p>第 2 条において、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に基づき、下水道事業に地方公営企業法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する旨規定</p> <p>他に、経営の基本、重要な資産の取得及び処分、会計事務の処理、業務状況説明書類の作成等を規定する。</p> <p>施行日：平成 31 年 4 月 1 日</p> <p>また、附則において関係 5 条例を改廃する。</p>
<p>議案第 64 号 石垣市観光施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(施設管理課)</p>	<p>底地海水浴場の安全管理のための遊泳時間等の設定及び観光施設の業として撮影及び移動販売車等による販売等に係る行為並びに利用料について定めるため、条例を改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>現行の当該条例を全部改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設及び附属設備の利用、行為の許可手続並びに底地海水浴場の利用期間、遊泳期間の条文を新設</li> <li>・施設利用料の規定を新設</li> </ul> <p>施行日：平成 31 年 4 月 1 日</p>

**【補正予算 6件】**

**◎総務部**

件名	概要						
<p>議案第 65 号 平成 30 年度石垣市一般会計補正予算（第 4 号）</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>1 億 7,063 万 7 千円</u>を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>314 億 2,223 万 9 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 増額：繰入金、諸収入 減額：国庫支出金、県支出金、市債</p> <p>(歳出) 増額：衛生費、消防費、教育費等 減額：民生費、農林水産業費、商工費、土木費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">31,592,876</td> <td style="text-align: center;">△170,637</td> <td style="text-align: center;">31,422,239</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	31,592,876	△170,637	31,422,239
補正前の額	補正額	補正後の額					
31,592,876	△170,637	31,422,239					
<p>議案第 84 号 平成 30 年度石垣市一般会計補正予算（第 5 号）</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>1,353 万 8 千円</u>を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>314 億 3,577 万 7 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 増額：県支出金 減額：繰入金</p> <p>(歳出) 増額：総務費（県民投票管理費）</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">31,422,239</td> <td style="text-align: center;">13,538</td> <td style="text-align: center;">31,435,777</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	31,422,239	13,538	31,435,777
補正前の額	補正額	補正後の額					
31,422,239	13,538	31,435,777					

**◎市民保健部**

件名	概要						
<p>議案第 66 号 平成 30 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p style="text-align: right;">(健康保険課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>31 万 9 千円</u>を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>62 億 8,630 万 1 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 増額：諸収入 (歳出) 増額：納税奨励費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6,285,982</td> <td style="text-align: center;">319</td> <td style="text-align: center;">6,286,301</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	6,285,982	319	6,286,301
補正前の額	補正額	補正後の額					
6,285,982	319	6,286,301					



◎福祉部

件名	概要						
議案第 67 号 平成 30 年度石垣市介護保 険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>645 万 3 千円</u> を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>39 億 3,263 万 7 千円</u> とする。  (主な内容) (歳入) 増額：介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金等 (歳出) 増額：職員給与費、介護予防・生活支援サービス事業費、配食サービス事業費等  (単位：千円)						
(介護長寿課)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3,926,184</td> <td style="text-align: center;">6,453</td> <td style="text-align: center;">3,932,637</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	3,926,184	6,453	3,932,637
補正前の額	補正額	補正後の額					
3,926,184	6,453	3,932,637					

◎建設部

件名	概要						
議案第 68 号 平成 30 年度石垣市港湾事 業特別会計補正予算 (第 3 号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>494 万 2 千円</u> を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>17 億 5,339 万 5 千円</u> とする。  (主な内容) (歳入) 増額：港湾機能整備事業費増に伴う補助金、一般会計繰入金 (歳出) 増額：港湾機能整備事業における備品購入費、港湾整備事業における委託料 減額：財政調整基金積立金  (単位：千円)						
(港湾課)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,748,453</td> <td style="text-align: center;">4,942</td> <td style="text-align: center;">1,753,395</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	1,748,453	4,942	1,753,395
補正前の額	補正額	補正後の額					
1,748,453	4,942	1,753,395					

議案第 69 号 平成 30 年度石垣市下水道 事業特別会計補正予算（第 2 号）  （下水道課）	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>1,643 万円</u> を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>23 億 9,424 万 9          千円</u> とする。		
	（主な内容） （歳入）増額：消費税還付金 減額：一般会計繰入金、下水道事業債 （歳出）増額：し尿処理費、雨水事業債利子 減額：汚水建設費		
	（単位：千円）		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	2,410,679	△16,430	2,394,249

## 【その他 12件】

### ◎企画部

件名	概要
議案第 70 号 石垣市まちなか交流館ゆ んたく家指定管理者の指 定について  （商工振興課）	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法 第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。  1 指定管理者となる団体：（株）タウンマネジメント石垣 2 指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで

### ◎農林水産部

件名	概要
議案第 71 号 石垣市家畜等処理センタ ー指定管理者の指定につ いて  （畜産課）	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法 第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。  1 指定管理者となる団体：（株）八重山食肉センター 2 指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日まで

<p>議案第 78 号 農山漁村活性化対策整備事業（村中第 2 地区）の計画変更について</p> <p style="text-align: center;">(むらづくり課)</p>	<p>土地改良事業計画を定めた土地改良事業の計画変更を行うには、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を得る必要がある。</p> <p>受益者の高齢化に伴う後継者不足及び相続問題等により、事業完了年度までに施工同意が得られない箇所があったため計画を変更する。</p> <table border="1" data-bbox="614 454 1433 792"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計画</th> <th>変更計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受益面積</td> <td>31.1ha</td> <td>23.9ha</td> </tr> <tr> <td>農家戸数</td> <td>81 戸</td> <td>54 戸</td> </tr> <tr> <td>主要工事 農業用排水施設</td> <td>31.1ha</td> <td>23.9ha</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>316,000 千円</td> <td>286,912 千円</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>H26～30 年度</td> <td>H26～30 年度</td> </tr> <tr> <td>総費用総便益比</td> <td>1.08</td> <td>1.02</td> </tr> </tbody> </table>		現計画	変更計画	受益面積	31.1ha	23.9ha	農家戸数	81 戸	54 戸	主要工事 農業用排水施設	31.1ha	23.9ha	総事業費	316,000 千円	286,912 千円	工期	H26～30 年度	H26～30 年度	総費用総便益比	1.08	1.02
	現計画	変更計画																				
受益面積	31.1ha	23.9ha																				
農家戸数	81 戸	54 戸																				
主要工事 農業用排水施設	31.1ha	23.9ha																				
総事業費	316,000 千円	286,912 千円																				
工期	H26～30 年度	H26～30 年度																				
総費用総便益比	1.08	1.02																				
<p>議案第 79 号 農山漁村活性化対策整備事業（開南地区）の計画変更について</p> <p style="text-align: center;">(むらづくり課)</p>	<p>土地改良事業計画を定めた土地改良事業の計画変更を行うには、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を得る必要がある。</p> <p>受益者の高齢化に伴う後継者不足及び相続問題等により、事業完了年度までに施工同意が得られない箇所があったため計画を変更する。</p> <table border="1" data-bbox="614 1126 1433 1464"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計画</th> <th>変更計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受益面積</td> <td>26.1ha</td> <td>19.6ha</td> </tr> <tr> <td>農家戸数</td> <td>17 戸</td> <td>14 戸</td> </tr> <tr> <td>主要工事 農業用排水施設</td> <td>26.1ha</td> <td>19.6ha</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>90,000 千円</td> <td>135,540 千円</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>H26～30 年度</td> <td>H26～30 年度</td> </tr> <tr> <td>総費用総便益比</td> <td>1.21</td> <td>1.87</td> </tr> </tbody> </table>		現計画	変更計画	受益面積	26.1ha	19.6ha	農家戸数	17 戸	14 戸	主要工事 農業用排水施設	26.1ha	19.6ha	総事業費	90,000 千円	135,540 千円	工期	H26～30 年度	H26～30 年度	総費用総便益比	1.21	1.87
	現計画	変更計画																				
受益面積	26.1ha	19.6ha																				
農家戸数	17 戸	14 戸																				
主要工事 農業用排水施設	26.1ha	19.6ha																				
総事業費	90,000 千円	135,540 千円																				
工期	H26～30 年度	H26～30 年度																				
総費用総便益比	1.21	1.87																				

議案第 80 号 農山漁村活性化対策整備事業（三川地区）の計画変更について              (むらづくり課)	土地改良事業計画を定めた土地改良事業の計画変更を行うには、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を得る必要がある。  事業実施後に地元農家から給水栓の設置要望が撤回され、かんがい受益が 17.6%減となったため計画を変更する。																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計画</th> <th>変更計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受益面積</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  農業用排水施設</td> <td>26.7ha</td> <td>22.9ha</td> </tr> <tr> <td>  農業用道路</td> <td>26.7ha</td> <td>25.6ha</td> </tr> <tr> <td>農家戸数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  農業用排水施設</td> <td>19 戸</td> <td>14 戸</td> </tr> <tr> <td>  農業用道路</td> <td>19 戸</td> <td>17 戸</td> </tr> <tr> <td>主要工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  農業用排水施設</td> <td>26.7ha</td> <td>22.9ha</td> </tr> <tr> <td>  農業用道路</td> <td>26.7ha</td> <td>25.6ha</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>417,000 千円</td> <td>351,000 千円</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>H27～31 年度</td> <td>H27～31 年度</td> </tr> <tr> <td>総費用総便益比</td> <td>1.15</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table>		現計画	変更計画	受益面積			農業用排水施設	26.7ha	22.9ha	農業用道路	26.7ha	25.6ha	農家戸数			農業用排水施設	19 戸	14 戸	農業用道路	19 戸	17 戸	主要工事			農業用排水施設	26.7ha	22.9ha	農業用道路	26.7ha	25.6ha	総事業費	417,000 千円	351,000 千円	工期	H27～31 年度	H27～31 年度	総費用総便益比	1.15	1.06
	現計画	変更計画																																						
受益面積																																								
農業用排水施設	26.7ha	22.9ha																																						
農業用道路	26.7ha	25.6ha																																						
農家戸数																																								
農業用排水施設	19 戸	14 戸																																						
農業用道路	19 戸	17 戸																																						
主要工事																																								
農業用排水施設	26.7ha	22.9ha																																						
農業用道路	26.7ha	25.6ha																																						
総事業費	417,000 千円	351,000 千円																																						
工期	H27～31 年度	H27～31 年度																																						
総費用総便益比	1.15	1.06																																						

◎建設部

件名	概要
議案第 72 号 底地海水浴場指定管理者の指定について  (施設管理課)	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。  1 指定管理者となる団体： 合同会社 ValueCreation 2 指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで
議案第 73 号 米原キャンプ場及び米原ヤシ群落駐車場指定管理者の指定について  (施設管理課)	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。  1 指定管理者となる団体： 米原公民館 2 指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで
議案第 74 号 伊野田キャンプ場指定管理者の指定について  (施設管理課)	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。  1 指定管理者となる団体： 合同会社 ValueCreation 2 指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで

<p>議案第 75 号 石垣市観光施設指定管理者の指定について  (施設管理課)</p>	<p>公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>1 指定管理者となる団体：(公社)石垣市シルバー人材センター 2 指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで</p>
<p>議案第 76 号 川平公園指定管理者の指定について  (施設管理課)</p>	<p>公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>1 指定管理者となる団体：川平公民館 2 指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで</p>
<p>議案第 81 号 石垣港港湾区域内公有水面埋立てについて  (港湾課)</p>	<p>石垣港港湾管理者から諮問のある内閣府沖縄総合事務局出願の公有水面埋立願について、異議がない旨答申したいので、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <p>(内容)</p> <p>1 埋立場所 石垣市南ぬ浜町 1 番 3 の地先公有水面 (新港地区のクルーズ船専用岸壁の延伸 80m の部分) 2 埋立面積 2,984 m<sup>2</sup> 3 埋立地の用途 ふ頭用地</p>

### ◎こども未来局

件名	概要
<p>議案第 77 号 財産の無償貸付及び無償譲渡について  (子育て支援課)</p>	<p>平成 31 年 4 月から石垣市立新栄町保育所を公私連携幼保連携型認定こども園に移行させることについて、移行後のこども園を運営する公募選定の学校法人大庭学園に対して、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 34 条第 4 項の規定に基づき、石垣市立新栄町保育所用地の 5 年間の無償貸付及び園舎の無償譲渡を行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>(内容)</p> <p>1 所在地 石垣市新栄町 7 番地 2 用地の概要 地目：宅地 地積：1,371.92 m<sup>2</sup> 用途地域：第 1 種住宅地域 3 園舎の概要 構造：鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積：263.82 m<sup>2</sup> 建築年：昭和 45 年 4 相手方 那覇市久米 1 丁目 5 番 17 号 学校法人大庭学園 理事長 大庭憲</p>

**【同意 1件】**

**◎総務部**

件名	概要
同意第 2 号 監査委員の選任について  (総務課)	監査委員の選任については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。  なお、議員のうちから選任される監査委員の任期は、議員の任期となる。